第一項の表二四の項を次のように改める。

24	削除

第一項の表二六の項を次のように改める。

26	削除

第一項の表三九の項を次のように改める。

39	削除

第一項の表六〇の項及び六一の項を次のように改める。

60	削除
61	削除

第一項の表九六の項を次のように改める。

96	削除

第四項の表五の項を次のように改める。

5	削除

二十六　平成二十年総務省告示第三百九十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第三項の表二一の項を次のように改める。

21	削除

二十七　平成二十年総務省告示第六百二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一四一の項及び一四二の項を次のように改める。

141	削除
142	削除

第三項の表一の項及び二の項を次のように改める。

1	(1)　宮城県仙台市青葉区本町三－三－1 (123.80) (2)　宮城県仙台市青葉区下愛子字舘山1 (410.00)	北緯38度16分02秒東経140度52分23秒の地点と北緯38度15分23秒東経140度47分01秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉694－2 (241.00) (2)　宮城県仙台市青葉区本町三－三－1 (123.80)	北緯38度14分56秒東経140度49分34秒の地点と北緯38度14分58秒東経140度49分40秒の地点を結ぶ直線、北緯38度14分59秒東経140度49分42秒の地点と北緯38度15分02秒東経140度49分51秒の地点を結ぶ直線及び北緯38度15分05秒東経140度49分58秒の地点と北緯38度16分02秒東経140度52分22秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

二十八　平成二十一年総務省告示第五十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表六二の項を次のように改める。

62	削除

第一項の表七二の項を次のように改める。

72	削除

第一項の表一一七の項を削る。

二十九　平成二十一年総務省告示第二百七十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一四の項中「(288.80)」を「(297.50)」に改める。

三十　平成二十一年総務省告示第四百九十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表七八の項を次のように改める。

78	削除

三十一　平成二十二年総務省告示第五十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表六〇の項を次のように改める。

60	削除

三十二　平成二十二年総務省告示第二百一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表四一の項を次のように改める。

41	削除

三十三　平成二十二年総務省告示第二百九十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二五の項を次のように改める。

25	削除

三十四　平成二十三年総務省告示第八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表三の項を次のように改める。

3	削除

三十五　平成二十三年総務省告示第九十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三五の項を次のように改める。

35	削除

三十六　平成二十三年総務省告示第二百十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三七の項を次のように改める。

37	削除